



特集2 市民税・県民税のお知らせ

市民税・県民税の課税対象者には、6月中旬以降に納税通知書を送付します。 問▶市民税課 ☎(71)2214

◎市民税・県民税を納める人
今年度の市民税・県民税は、本年1月1日現在、市内に住んでおり、前年中に一定の所得がある人に課税されます。

■税額
●所得割 所得に応じて課税されます
●均等割 一定の所得がある人に一律に課税されます
●市民税 ↓3500円
●県民税 ↓2000円

■納付方法
次の3つの方法があります。
●普通徴収 各納期限(表1)までに、口座振替、金融機関等直接納付又はクレジットカードによる納付

表1：納期限

第1期	6月30日(木)
第2期	8月31日(水)
第3期	10月31日(月)
第4期	来年1月31日(火)

●給与からの特別徴収 6月から来年5月までの給与から引き落とし、給与支払者が納付
●公的年金からの特別徴収 本年4月1日現在、65歳以上の年金受給者は、公的年金所得に係る市民

税・県民税を公的年金から引き落として、年金支払者が納付
◎市民税・県民税が課税されない人
課税されない人には納税通知書を送付しません。

■所得割・均等割ともに課税されない人
本年1月1日現在、次のいずれかに該当する人。
●生活保護法の規定による生活扶助を受けている
●障害者、未成年者、寡婦(夫)で、前年の合計所得金額が125万円以下

■均等割が課税されない人
次のいずれかに該当する人。
●扶養親族がいらない ↓前年の合計所得金額が32万円以下
●扶養親族がいる ↓前年の合計所得金額が32万円×(1+扶養親族数)+18万9000円以下

■所得割が課税されない人
次のいずれかに該当する人。
●扶養親族がいらない ↓前年の総所得金額等が35万円以下
●扶養親族がいる ↓前年の総所得金額等が35万円×(1+扶養親族数)+32万円以下

※申請書は同課・市公式ウェブサイトで配布。



◎市民税・県民税の減額又は免除

次の①～⑤に該当する人は、市民税・県民税が減額又は免除される場合があります。

- ①生活保護減免 本年1月2日以降に生活保護法の規定による保護を受けた
- ②死亡減免 本年1月2日以後に亡くなり、前年中の合計所得金額が50万円以下
※本年1月2日以後に死亡した場合は、遺族に納税通知書を送付します。
- ③勤労学生減免 本年1月1日現在、勤労学生であり、前年中の合計所得金額が65万円以下で、そのうち自己の勤労によらない所得が

10万円以下
④所得減少減免 単身世帯又は扶養親族がいて、前年中の合計所得金額が50万円以下であり、病氣・会社都合による退職等で、本年中の合計所得金額が前年中の半分以下になると見込まれる
⑤災害減免 火災等、災害により被害を受けた

■減額又は免除の対象となる税額
①②③ ↓申請日以後に納期が到来する市民税・県民税額の全額
④ ↓申請日以後に納期が到来する市民税・県民税額の半額
⑤ ↓被害の状況に応じて定める額
■必要添付書類
① ↓本年1月2日以後に転出した

場合は、生活保護を受給していることを証明する書類
② ↓不要
③ ↓在学を証明する書類(学生証、卒業証書等)
④ ↓所得減少の理由を証明する書類(離職票、失業保険受給証等)及び本年の所得内訳がわかる書類(給与明細等)
⑤ ↓り災の程度を証明する書類等
■申請方法
各申請期限までの(月)～(金)午前8時30分～午後5時15分(祝を除く)に、申請書と必要添付書類を持って市民税課へ。
※申請期限 ↓①～④ ↓各納期限 (右ページ表1参照)まで ⑤ ↓災害の日から30日以内。

よくある質問にお答えします

Q 「収入」と「所得」は、何が違うのですか?
A 「収入」から一定の経費相当分を差し引いたものが「所得」になります。

Q 今年3月に退職し、現在の収入は年金のみです。給与分の所得が減ったのに市民税・県民税額が前年と変わっていないのはなぜですか?
A 市民税・県民税は前年(1月～12月)の所得に対して課税されます。本年中の所得が前年中より減少した場合、平成29年度の税額が、今年度より減少することが見込まれます。

Q 収入は公的年金ですが、納税通知書の所得等内訳欄の「雑所得」に金額が記載されていました。なぜですか?
A 公的年金の収入金額を「所得」に計算したものを「雑所得」といいます。

Q 夫の扶養家族になっていますが、なぜ納税通知書が届くのですか?
A 所得38万円(給与収入103万円)までは税金上の扶養に入ることができますが、所得32万円(給与収入97万円)を超えると課税されます。